



白梅

Yamamoto Acc office



山本総合会計ニュース

編集 発行人
税 理 士

山本孝久

〒152-0003
東京都目黒区碑文谷5-12-1
TS碑文谷ビル2F
TEL 03 (3791) 8863
FAX 03 (3791) 8292

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日

日	13	27
月	14	28
火	1	15
水	2	16
木	3	17
金	4	18
土	5	19
日	6	20
月	7	21
火	8	22
水	9	23
木	10	24
金	11	25
土	12	26

2月の税務と労務

- 国 税**／平成22年分所得税の確定申告 2月16日～3月15日
(還付申告は申告期間前でも受け付けられます)
- 国 税**／贈与税の申告 2月1日～3月15日
- 国 税**／1月分源泉所得税の納付 2月10日
- 国 税**／12月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 2月28日
- 国 税**／6月決算法人の中間申告 2月28日
- 国 税**／3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 2月28日
- 国 税**／決算期の定めのない格なき社団等の法人税の確定申告及び納付 2月28日
- 地方税**／固定資産税の第4期分の納付 市町村の条例で定める日

ワンポイント 租税条約に基づく情報交換

海外取引企業等に対する二重課税を回避する一方、脱税の防止を図るために、2国間で締結する協定が租税条約。昨年11月には香港との間で協定を締結しています。国税庁によると、日本の税務当局が平成21年4月～22年3月までの1年間に行った租税条約に基づく税務情報の交換件数は50万件にのぼっています。

確定申告のポイント

本年も所得税の確定申告の時期となりました。還付申告については既に一月から始まっていますが、納付額のある人については、二月十六日から三月十五日までとなります。

以下、平成二十二年分確定申告のポイントを整理してみます。

1 確定申告の対象者

★確定申告をしなければならぬ人（主な例）

- ① 個人で事業を行っており納税額がある
- ② 不動産収入があり納税額がある
- ③ 給与が年間二千万円を超える



- ④ 二か所以上から給与をもらっている
- ⑤ 同族会社の役員等で、その会社に不動産や事業資金を貸し付け、使用料・利息等を受け取っている

⑥ 平成二十二年中に土地等の譲渡があった

⑦ 給与所得者で給与以外の所得金額が二〇万円を超える

★所得税の還付を受けられる人（主な例）

雑損控除、医療費控除、寄附金控除、配当控除、住宅ローン控除を受ける人

2 平成二十二年分申告の留意点

主なものは、次のとおりです。
(1) 生命保険金の二重課税分の還付

相続により取得した保険年金の受給者が受給する年金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にしないとする取扱いの変更が昨年行われました。

これに該当する人は、確定申告又は更正の請求をすることにより、所得税が還付される場合があります。対象となるのは、平成十七年分以後に支払いを受けた保険年金となりますが、期限がありますのでご注意下さい。
(2) 寄附金控除

寄附金控除の適用下限額が二千元（改正前五千元）に引き下げられました。

(3) 住宅ローン控除

住宅の取得等をして平成二十二年中に居住した場合の住宅ローン控除は、一般住宅の場合、控除期間一〇年、住宅借入金等の年末残高の限度額五千万円、控除率一％です。長期優良住宅については、控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額は一般住宅と同じですが、控除率は一・二％となっています。

(4) 今年の申告には影響しない改正

年少扶養親族（扶養親族のうち年齢一六歳未満の者）に係る扶養控除等が廃止されますが、適用は平成二十三年分からとなりますので、平成二十二年分は従来どおり控除できます。

また、生命保険料控除制度が改組され、従来の一般生命保険料控除、個人年金保険料控除に加え介護医療保険料控除が新設されて、適用限度額が各四万円となりますが、適用は平成二十四年分からで、それまでは従来の取扱いによります。

■所得税額速算表(平成22年分用)

課税総所得金額(A)		税率(B)	控除額(C)	税額= (A)×(B)−(C)	住民税額の速算表(所得割)	
超	以下				[課税所得]	[税率]
	1,950,000円	5%	0円	(A)×5%		一律 10%
1,950,000円	3,300,000	10	97,500	(A)×10%−97,500円		
3,300,000	6,950,000	20	427,500	(A)×20%−427,500		
6,950,000	9,000,000	23	636,000	(A)×23%−636,000		
9,000,000	18,000,000	33	1,536,000	(A)×33%−1,536,000		
18,000,000	—	40	2,796,000	(A)×40%−2,796,000		

■確定申告書チェック表

(平成22年分用)

区分	項目	チェックの内容
所得金額	共通	営業・農業・その他の事業・不動産所得等については、収支内訳書の添付が必要です。
		給与所得等の源泉徴収票は、原本が添付されていますか。
		還付申告書を提出する場合は、給与所得以外の所得が20万円以下であっても、含めて申告します。
		損益通算のできる損失は、不動産・事業・譲渡(注)・山林所得です。
所得から差し引かれる金額	医療費	補てん金は、未収であっても、見積りにより控除します。
		差引負担額から10万円(又は所得金額の5%か、いずれか少ない金額)を、差し引いてありますか。
		領収書の添付または提示がされていますか。
	寄付金	領収書、証明書等の添付がされていますか。
	特定扶養親族	扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の人(昭和63.1.2~平成7.1.1生まれ)で、控除額は63万円です。
	寡婦(夫)	(1)寡婦 ①死別・離婚……扶養親族又は一定の生計を一にする子があれば、所得制限なし。 ②死別………合計所得金額が500万円以下。 ③特別の寡婦……扶養親族である子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下。 (2)寡夫 死別・離婚とも一定の生計を一にする子がおり、かつ合計所得金額が500万円以下。
税額から差し引かれる金額	配偶者特別控除	合計所得金額が1,000万円超なのに適用していませんか。
		控除金額は、最高38万円です。
	配当控除	対象となる配当所得は、剰余金の配当等です。
		控除額は、課税総所得金額1,000万円以下は10%、それを超える部分は5%になります。
住宅ローン控除	申告書の住宅借入金(取得)等特別控除欄の「居住年月日」等は、すべて記入がありますか。 添付書類の不足はないですか。	
	(1)新築・中古家屋の場合 ①家屋(土地)の登記簿謄本又は抄本 ②請負契約書又は売買契約書の写し ③住民票 ④住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 ⑤昭和56年以前の中古住宅(平成17年4月以後取得分に限る)は、耐震基準を満たしたことの証明書 (2)増改築等をした家屋の場合 上記(1)の各種の書類の他に「建築確認の通知書の写し」若しくは「検査済証の写し」又は、「増改築等工事証明書」	
その他	源泉徴収税額	未払いの源泉所得税額も含めて記載します。
	申告納税額	黒字の金額は、100円未満の端数は切り捨て。
	予定納税額	第一期・第二期とも、未納があっても記載して下さい。

(注)一定の居住用財産以外の土地・建物等を除く。

レジャー施設利用料と税務

会社がレジャークラブ（宿泊施設や遊戯施設などを会員に利用させることを目的とするクラブ）に入会して、その施設を利用する目的は、得意先の接待、従業員の福利厚生など様々で、利用の仕方によって税務上の取り扱いが異なります。会社がレジャークラブの入会金、年会費その他の費用を支出した場合、次のように取り扱われます。

会社が会員として入会した場合には、入会金は資産として計上されますが、役員や従業員を会社の業務とは関係ない個人会員として入会させた場合には、入会金は役員や従業員の給与所得とされます。

なお、レジャークラブに法人会員制度がないため、役員などを個人会員として入会させた場合で、入会が法人の業務遂行上必要と認められ、かつ入会金を会社が資産に計上しているときは、給与所得にはなりません。

法人が資産に計上した入会金については、原則として償却は認められません。

しかし、その会員としての有効期間が定められており、かつ、その脱退に際して入会金相当額の返還を受けることができないレジャークラブに対して支出する入会金（役員又は従業員に対する給与とされるものを除く。）については、繰延資産として償却することができます。

入会金の支出が給与所得とされた会員の年会費を会社が支出すると、会員である役員や従業員の給与所得とされます。入会金が資産計上された場合の年会費は、その用途に応じて交際費、福利厚生費、給与となります。

プレー代など施設利用に直接要する費用で特定の役員又は従業員が負担すべきものを会社が支払ったときは、利用した役員や従業員の給与所得とされます。ただし、費用が、得意先の接待など会社の業務遂行上必要な場合には、会社の交際費となり、給与所得とはみなされません。

相続税の物納は 国債・不動産等を優先

相続税は一定の期限までに金銭で一時に納付することを原則としています。

しかし、延納でも金銭による納付が困難な場合には、納期限等までに納税者が物納手続関係書類を添えて、申請書を提出することで、納付を困難とする金額を限度として物納が認められます。

物納財産は、課税価格の計算の基礎となった次に掲げる財産及び順位で、管理処分不適格財産に該当しないものでなければなりません。

- ① 国債、地方債、不動産、船舶
- ② 社債、株式、証券投資信託または貸付信託の受益証券
- ③ 動産

なお、②の順位以下の財産は、先順位の財産のうちに適当なものがない場合などに限り物納に充てることとなります。

得意先の役員、従業員個人向けリベートは交際費

リベートは「売上割戻し」や「販売奨励金」とも言われており、下記のいずれかにより、得意先である事業者に対して金銭で支出するものであれば、交際費には該当しません。

- ① 売上高若しくは売掛金の回収高に比例して支出する費用
- ② 売上高の一定額ごとに支出する費用
- ③ 得意先の営業地域の特殊事

情や協力度合い等を勘案して支出する費用

なお、取引先の役員や従業員個人に対して支出する場合は交際費に該当します。

また、物品の交付などは交付基準が販売実績などに応じるものであっても、原則として交際費に該当します。